

環水土第 3 6 号

平成 6 年 3 月 3 日

都道府県知事・政令指定市長殿

環境庁水質保全局長

### 土壤の汚染に係る環境基準についての一部改正について

土壤の汚染に係る環境基準(以下「土壤環境基準」という。)については、平成 3 年 8 月環境庁告示第 4 6 号(以下「告示」という。)をもって定められたものであるが、平成 6 年 2 月 2 1 日付環境庁告示第 2 5 号をもって改正されたところである。

この改正の趣旨は、環境基本法の制定に伴う所要の語句修正を行うほか、土壤の汚染につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等 1 5 項目について環境上の条件を設定するとともに、既に土壤環境基準が設定されている項目に係る環境上の条件等の一部を見直し、これらの項目に係る物質による土壤の汚染に適切に対処しようとするものである。土壤環境基準の設定等の考え方及び運用方針については、「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 2 8 日付け環水土第 1 1 6 号、環境庁水質保全局長通知。以下「局長通知」という。)によるほか、下記のとおりであるので貴職におかれては、このことに十分御留意の上、土壤環境基準の維持達成等につき格段の御努力をお願いします。

なお、局長通知の記第 4 ( 3 ) 中「公害防止事業団法 ( 昭和 4 0 年法律第 9 5 号 ) 」を「環境事業団法 ( 昭和 4 0 年法律第 9 5 号 ) 」に改める。

### 記

#### 第 1 環境基本法の制定に伴う語句修正

従来土壤環境基準の根拠法であった公害対策基本法は、環境基本法の施行に伴い廃止されたが、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 5 年法律第 9 2 号)により、その施行の際現に公害対策基本法第 9 条第 1 項の規定により定められている環境基準は、環境基本法第 1 6 条第 1 項の規定により定められた環境基準とみなすこととされているため、従来の土壤環境基準がその根拠を失うものではない。しかしながら、今回の土壤環境基準項目の大幅な追加を機に、環境基本法が土壤環境基準の根拠法であることを告示上も明らかにするため、告示の本則中「公害対策基本法第 9 条第 1 項」を「環境基本法 ( 平成 5 年法律第 9 1 号 ) 第 1 6 条第 1 項」に改正したものである。

なお、告示の制定文については、その性格上改正していない。

## 第2 土壤環境基準の改正に当たっての基本的考え方

土壤環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、「既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定する」との考え方にに基づき、次の2つの視点から定められている。

- (1) 環境として土壤が果たしている機能（以下「土壤環境機能」という。）のうち、水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から、水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準」という。）のうち、人の健康の保護に関する環境基準の対象となっている項目について、土壤（重量：g）の10倍量（容量：ml）の水でこれらの項目に係る物質を溶出させ、その溶液中の濃度が、各々該当する水質環境基準の値以下であることを環境上の条件としている（以下このような観点から設定された環境上の条件を「溶出基準」という。）。
- (2) 土壤環境機能のうち、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律上の特定有害物質について、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に準拠して環境上の条件としている。

今回の改正は、このような視点に立って、既に土壤環境基準が設定されている項目に係る物質以外のものについても検討を行った結果、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による土壤汚染の実態が存在することなどから、これらの物質についても、新たな科学的知見に基づき、維持されることが望ましい基準を定め、その達成に向けての施策の充実を図る必要性が明らかとなったため行うものである。

また、今回の改正は、平成5年3月、水質環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準の拡充・強化が行われたことを踏まえたものであるとともに、水質環境基準と土壤環境基準において水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から設定された溶出基準とが密接な関係を有することから、土壤環境基準のうち溶出基準について行うものである。

## 第3 土壤環境基準の項目追加等の内容

### (1) 追加項目及び環境上の条件

水質環境基準に追加された項目に係る物質については、その使用状況、土壤汚染の事例、地下水汚染の状況等を勘案すると、土壤汚染に起因する水質汚濁も懸念される。

このため、追加された項目に係る水質環境基準及び地下水の評価基準を担保し得るような土壤環境を確保して水質汚濁を未然に防止する観点から、水質環境基準に追加された項目と同じ項目を土壤環境基準に追加したものであり、追加項目は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレンの15項目である。

これらの項目については、水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から設定したものであるため、これまでと同様に土壌（重量：g）の10倍量（容量：m）の水によりこれらの項目に係る物質を溶出させ、その検液中の濃度が各々該当する水質環境基準の値以下であることを環境上の条件とした。

また、セレンについては、これまで土壌環境基準が設定されているカドミウム等と同様に、浸透の際に下層土壌への吸着が見込まれること等を考慮して告示の別表の備考の2の項に規定したものである。

#### （2）既定項目の見直し

これまで土壌環境基準が設定されている鉛と砒素の環境上の条件については、水質環境基準の基準値が強化されたことに鑑み、各々「検液1につき0.1mg以下であること。」を「検液1につき0.01mg以下であること。」に及び「検液1につき0.05mg以下であること。」を「検液1につき0.01mg以下であること。」に改正したものである。

また、従来「シアン」としていた項目の名称については、水質環境基準の改正と同様に日本工業規格に基づく呼称に合わせて「全シアン」に変更したものである。

さらに有機燐（パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びE P N）については、水質環境基準からは水質汚濁防止法に基づく排水規制等の継続を前提に削除されたが、その製造及び使用の状況を考慮するといまだ土壌汚染の可能性があるため、土壌汚染に起因した水質汚濁を未然に防止する観点から、土壌環境基準からの削除を行わなかったものである。

#### （3）土壌環境基準の適用対象となる土壌

土壌環境基準のうち溶出基準については、今回追加した項目を含めこれまでどおり原則として農用地の土壌を含めたすべての土壌に適用するものである。

この場合、土壌の汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所に係る土壌等、土壌環境基準を適用しない土壌についてもこれまでどおり局長通知の記第2（2）によるものである。

#### （4）検液の作成方法及び測定方法

土壌環境基準の対象とする項目の検液の作成方法については、最近の科学的知見を考慮してこれまでの方法の一部を改正するとともに、今回追加した項目については、これまでと同様に土壌の10倍量の水でこれらの項目に係る物質を溶出させる方法を設定した。

また、溶出操作によって得られた検液の測定方法については、水環境基準の測定方法の改正を踏まえて設定したものである。

なお、検液の作成方法及び測定方法についての留意事項は、別途通知する。

#### (5) 土壤環境基準の達成状況の評価

公共用水域における水質環境基準の達成状況については、基準値が主として長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、基本的には年間平均値(全シアンのみ最高値)により評価することとされている。

しかしながら、土壤汚染は一般に蓄積性の汚染であり、その汚染状態は水質におけるほど経時的に変化し易いものではない。したがって、このような特質を有する土壤汚染については、1回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壤環境基準を達成していないものとして評価するものとする。

#### 第4 土壤環境基準の項目追加等に伴う留意点

今回新たに土壤環境基準に追加した項目等に係る基準の適合状況の調査及び土壤環境基準に適合しない汚染土壤の改善対策を行う場合には、その物性等を踏まえ、次の点に留意するものとする。

(1) 有機塩素系化合物等揮発性を有する物質に係る土壤汚染の調査、監視については、溶出基準による調査のほか、土壤ガスの調査を併用することなどにより効率的に行うものとする。また、汚染土壤の改善対策の実施等に当たっては、溶出基準による調査のほか、必要に応じ土壤中の対象物質の含有量試験を併せて行うものとする。

なお、有機塩素系化合物等による土壤汚染は、特に地下水汚染を引き起こす可能性が高いことから、土壤環境基準に適合しない土壤の周辺等において地下水の調査を行うものとする。

(2) 有機塩素系化合物等が土壤中において他の物質から生成し又は他の場所から移動すること等により、溶出濃度が増加する可能性がある場合は、1回の調査の後も汚染の程度、汚染現地の実情に応じて適切なモニタリングをと行うものとする。

(3) 農薬については、農薬取締法により周辺環境等への影響が生じないよう分解性等の特性を有するものが登録され、適正な使用方法が定められていること等に鑑み、農薬が施用される農用地等においては、農薬の不適正な処理や事故等により周辺環境への影響のおそれがある等の場合に調査を行うものとする。

また、農用地等以外の場所においては、不適正な処理や事故等により土壤汚染のおそれがある等の場合に調査を行うものとする。